



各種料金の減免

郵便料金の減免

■対象郵便物

●点字郵便物

点字のみを掲げたものを内容とする郵便物

●特定録音物等郵便物

盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、点字図書館、点字出版施設など日本郵便株式会社の指定を受けた施設から差し出し、又は施設にあてて差し出されるもの。

上記の郵便物で開封のものは無料

●心身障がい者団体発行の第三種郵便物

心身障がい者団体が発行する第三種郵便物を差出承認されている郵便局へ差し出した場合の料金

- ①毎月3回以上発行の新聞紙50gまで8円、50gを超える1kg以内、50gごとに3円

増

- ②①以外のもの50gまで15円、50gを超える1kg以内、50gごとに5円増

●点字ゆうパック

●聴覚障がい者用ゆうパック

●心身障がい者用ゆうメール

図書館と身体に重度の障がいのある方又は知的障がいの程度が重い方と図書館との間で発受される冊子とした印刷物（図書）。通常ゆうメール（基本料金）の半額で重量は3kgまで

■窓口

最寄の郵便局又は日本郵便お客様サービス相談センター

☎0120-23-2886

郵便はがきの無料配布

■対象

重度の身体障がい者（1・2級）

重度の知的障がい者（療育手帳に『A』（又は1度・2度）と表記されている方）

■内容

お一人につき次の葉書の中からいずれか1種類を20枚配布

通常郵便葉書（無地、インクジェット紙又はくぼみ入り）

通常郵便葉書胡蝶蘭（無地又はインクジェット紙）

■申込方法

ご希望の方は、身体障害者手帳又は療育手帳をご持参の上、郵便局にてお申し込みください。

代理人のお申し込み、郵送でのお申し込みも可能です。

郵送の場合は手帳の種類、級別又は程度、希望する葉書種類、住所及び氏名をご記入の上、手帳の写しと共にお申し込みください。

■窓口

最寄の郵便局

4月上旬から2か月程度

プール使用料の割引

■対象

区内在住の身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、及び介護が必要な場合に限り障がい者の方1人につき介護人の方2人まで

■内容

2回に1回無料（2回目）

公園プール…9月から6月（東調布プールのみ7月初旬）までの温水期

矢口区民センター温水プール…通年

■利用方法

プールの窓口到手帳を提示してください。

■窓口

平和島公園プール

☎03-3764-8424 FAX 03-3764-0311

東調布公園プール

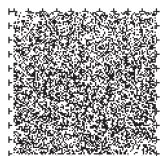
☎03-3728-7651 FAX 03-3728-2683

萩中公園プール

☎03-3741-2155 FAX 03-3742-2730

矢口区民センター

☎03-3758-2941 FAX 03-3759-1492





各種料金の減免

粗大ごみ処理手数料の免除

■対象世帯

- ①児童扶養手当（P52）を受給している方
- ②特別児童扶養手当（P51）を受給している方
- ③生活保護を受給している方 等

■粗大ごみ収集の申込先

大田区粗大ごみ受付センター

☎0570-037-530

申し込みの際に、上記の受給者であることを申し出てください。

※エアコン、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵・冷凍庫及びパソコン等は、回収できません。

■減免申請書提出先

申込後「手数料減免申請書」が送付されます。収集日の3日前まで（必着）に、証書の写し等を添付して、管轄の清掃事務所に提出してください。

大森清掃事務所

☎03-3774-3811 FAX03-3775-6028

蒲田清掃事務所

（調布地区）

☎03-6459-8201 FAX03-6459-8597

（蒲田地区）

☎03-6451-9535 FAX03-6451-9623

NHK受信料の減免

■対象

	対 象	適 用 条 件
全 額 免 除	身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が住民税非課税の場合
	知的障がい者	所得税法又は地方税法に規定する障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障がい者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が住民税非課税の場合
	精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が住民税非課税の場合
半 額 免 除	視覚・聴覚障がい者	視覚障がい又は聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級又は2級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の知的障がい者	所得税法又は地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により重度の知的障がい者と判定された方が、世帯主で受信契約者である場合
	重度の精神障がい者	精神障害者福祉手帳をお持ちで、障がい等級が重度（1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の戦傷病者	戦傷病者手帳をお持ちで、障がい程度が特別項症から第1款症の方が、世帯主で受信契約者の場合

■窓口

放送受信料免除申請書発行

障がい者…各地域庁舎の地域福祉課

（表紙、P28）

戦傷病者…東京都福祉局生活福祉部企画課

☎03-5320-4078

■送付先

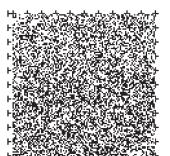
NHK東京中央オフィスに放送受信料免除申請書を提出

〒150-0041 渋谷区神南1-6-12

渋谷コロンバンビル2階

☎03-5456-2141

午前10時～午後5時（土・日・祝日を除く）





各種料金の減免

都立公園駐車場の無料利用

■対象

次の都立公園を、障がい者の方が利用する場合は、公園の有料駐車場を無料で使用できます。

■利用方法

駐車場利用時に身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示してください。また、団体利用の場合は使用料金免除申請書を提出してください。

■公園名

代々木公園、木場公園、砧公園、駒沢オリンピック公園、上野恩賜公園、水元公園、葛西臨海公園、東綾瀬公園、井の頭恩賜公園、神

代植物公園、小金井公園、石神井公園、光が丘公園、野川公園、府中の森公園、夢の島公園、潮風公園、舎人公園、篠崎公園、大泉中央公園、城北中央公園、武蔵野公園、大島小松川公園、武蔵野の森公園、武蔵国分寺公園、宇喜田公園、赤塚公園、浮間公園、和田堀公園、中川公園、汐入公園、蘆花恒春園、武蔵野中央公園、高井戸公園、六仙公園

■窓口

公益財団法人 東京都公園協会 公園事業部
営業課営業推進係

☎03-3232-3138

都立公園等の入場料の免除

■対象

身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳を持っている方とその付添の方

次の公園等では、窓口到手帳を提示すれば無料で入場できます。また車いすの貸出しも行っています。（ ）内は車いすの台数

■施設名

恩賜上野動物園（30）、多摩動物公園（20）、

井の頭自然文化園（9）、葛西臨海水族園（20）、夢の島熱帯植物館（4）、神代植物公園（17）、浜離宮恩賜庭園（4）、旧芝離宮恩賜庭園（2）、清澄庭園（4）、小石川後楽園（3）、六義園（7）、向島百花園（3）、旧古河庭園（2）、殿ヶ谷戸庭園（2）、旧岩崎邸庭園（3）

■窓口

東京都建設局公園緑地部公園課

☎03-5320-5376

池上梅園入園料の無料

■対象

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方とその付添の方一人
入口受付で手帳を提示してください。

■内容

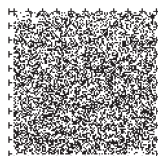
駐車場・和室・茶室は対象ではありません。

■窓口

池上梅園

〒146-0082 大田区池上2-2-13

☎03-3753-1658





各種料金の減免

電話番号案内の無料利用（ふれあい案内）

視覚・聴覚・上肢などの不自由な方、知的障がい及び精神障がいのある方を対象に、104番を利用の際に番号案内料を無料とする「ふれあい案内」を提供しています。利用には、事前に登録が必要です。

■対象

障害の種類	区 分	程 度
身体障害者手帳	視覚障がい	1～6級
	肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）	1、2級
	聴覚障がい	2級、3級、4級、6級（1級、5級はなし）
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	3級、4級（1級、2級はなし）
戦傷病者手帳	視覚障がい	特別項症～第6項症
	肢体不自由（上肢）	特別項症～第2項症
	聴覚障がい	第2項症、第4項症
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	第1項症、第2項症、第4項症
愛の手帳	手帳をお持ちの方	
精神障害者保健福祉手帳		

■問合せ先

N T T東日本ふれあい案内事務局 フリーダイヤル 0120-104-174（午前9時～午後5時・土・日、祝日、年末年始を除く）までお問い合わせください。

なお、有料の番号案内（104番）は2026年3月31日をもって終了となりますが、上記「ふれあい案内」は継続いたします。

番号案内（104番）終了後のふれあい案内はご案内の時間帯等を見直し予定であり、具体的なご利用方法等については、ふれあい案内をご登録のお客様へ別途ご案内いたします。

携帯電話の料金割引等

■対象

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳・特定医療費（指定難病）
受給者証のいずれかの交付を受けている方

■内容

詳細は各携帯電話会社にお問い合わせください。

